

# 第1章 総論

## 第1節 地域計画の策定

### 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の一層の進行や、不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病、心の病に悩む人々の増加等により、住民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また、東日本大震災や熊本地震のように大規模な自然災害発生時の医療の確保や産科・小児科などの医療の確保とともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢者像、高齢化社会像を踏まえた地域包括ケア体制の整備充実等も求められています。

国においては、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）を制定し、県では、これを受けて、病床機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めたところです。

このような状況を踏まえ、県では、平成25年に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、平成30年度を初年度とする「鹿児島県保健医療計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

今回、新しい県計画の策定に伴い、県・市町・保健医療等関係機関・団体等からなる「北薩地域保健医療福祉協議会」において、出水保健医療圏における特性や実情、保健医療サービスに対するニーズ等を踏まえ、平成25年度に策定した出水保健医療圏地域医療連携計画を見直し、平成30年度を初年度とする「出水保健医療圏地域医療連携計画」を策定しました。

### 2 基本理念

#### 基本理念

地域住民が、健康で長生きでき、  
安心して医療を受けられる、みんなが元気な地域社会の形成  
《早世の減少、健康寿命の延伸、QOLの向上》

早世の減少、健康寿命の延伸、QOLの向上を目標に、地域住民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられ、みんなが元気な地域社会の形成を目指します。

### 3 計画の位置づけ

---

- ・ この計画は，県計画の一部を構成するものです。
- ・ 計画は，県計画の基本理念等を踏まえた出水保健医療圏における医療連携体制等を具体的に記す計画であり，県計画との整合性のとれた方策等を盛り込むものです。
- ・ 計画は，圏域内の市町，保健医療等関係機関・団体の合意に基づき，地域医療連携体制を中心とする保健医療等施策の基本的方向を示すもので，市町に対しては，保健医療行政の計画的な運営を図るための指針となり，保健医療機関・団体に対しては，その活動の指針となることを期待するものです。
- ・ 圏域内の住民に対しては，良質かつ適切な医療の効果的な提供に資するよう，本計画の示す方向性や対策について理解を深め，医療提供施設の機能に応じ，医療を適切に受けるよう期待するものです。
- ・ 計画に盛り込む地域医療連携体制については，圏域内の保健医療等関係機関・団体等の連携の在り方を示すもので，今後，見直しも含め，関係機関と協議検討を進め，地域にふさわしい医療連携体制を構築するものとします。

### 4 計画の期間

---

- ・ 計画の期間は，県計画との整合を図り，平成30年度から平成35年度までの6年間とします。
- ・ 社会情勢の変化や保健医療の動向等により，必要があると認めるときは，計画の見直しを行うこととします。